

# 第1章 教員免許更新制の概要

## 1 制度の概要

文部科学省初等中等教育局教職員課作成の「＜解説＞教員免許更新制のしくみ」（付録1）を参照のこと。

## 2 更新講習の受講が必要な者

教員の普通免許状又は特別免許状を有し、愛媛県で勤務する現職教員等のうち、次に掲げる者については、免許状更新講習の受講が必要である。

### (1) 免許法第2条第1項に規定する教育職員

主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、講師（常勤及び非常勤）、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭

### (2) 19年改正法施行規則附則第3条に規定する教育の職にある者

校長（園長）、副校長（副園長）、教頭（分校長含む。）、指導主事、社会教育主事その他教育委員会勤務者 他

上記の者が、定められた期限までに免許状更新関係手続を行わなかった場合、免許状は失効する。

なお、指導改善研修を命ぜられた者は、その指導改善研修が修了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。その場合、有効期間の延長又は修了確認期限の延期を申請することができる。（教育職員免許法第9条の3第4項）

## 3 更新講習の受講ができる者

教員の普通免許状又は特別免許状を有し、次に掲げる者については、免許状更新講習を受講することができる。（更新講習規則第9条）

### (1) 学校栄養職員、実習助教諭、実習助手、（主任）寄宿舎指導員

### (2) 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であった者（教育職員希望者に限る。）

### (3) 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）等勤務の保育士

### (4) 教員採用予定者、講師希望者リスト掲載者

上記の者は、更新講習を受講する義務が課せられているわけではない。ただし、定められた期限を過ぎた後は、更新講習を受講・修了しなければ教育職員になることはできない。

## 4 新免許状と旧免許状

新免許状所持者と旧免許状所持者については、制度が異なるので注意が必要である。

### (1) 新免許状所持者の更新制度

新免許状とは、平成21年4月1日以降（更新制導入後）に初めて免許状を授与される者が取得する免許状。

新免許状には、10年間の有効期間が付されている。免許状を更新するには、有効期間の満了の日の2月前までに更新講習を受講して更新の手続をする必要がある。

## (2) 旧免許状所持者の更新制度

旧免許状とは、平成 21 年 3 月 31 日以前（更新制導入前）に免許状を授与された者が取得している免許状（この者が更新制導入後に取得する免許状も旧免許状となる。）。

旧免許状には、有効期間の定めがない。ただし、生年月日が昭和 30 年 4 月 2 日以降の者については、生年月日に応じ最初の修了確認期限が設定され、更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を過ぎた場合、更新講習の受講が必要な者については免許状が失効し、それ以外の者は更新講習を受講・修了し、免許管理者の確認を受けなければ、教育職員になることはできない。

## 5 更新講習受講と更新（更新講習修了確認）手続

免許状更新講習は主に大学で開設される。受講申込みは各自が大学に行き、受講後に大学から免許状更新講習（修了）（履修）証明書が発行されることとなる。

免許状更新講習（修了）（履修）証明書発行後、免許管理者に対し、更新もしくは修了確認の手続を行う。（免許管理者とは、現職教員等については勤務地の都道府県教育委員会、それ以外の者については住所地の都道府県教育委員会をいう。）

免許状更新もしくは修了確認がされると、有効期間更新証明書もしくは更新講習修了確認証明書が発行され、手続が完了となる。

## 6 更新講習受講の免除、延長（延期）

規定により更新講習受講を免除、有効期間の延長（修了確認期限の延期）を受けることができる者についても、免許管理者に対し、免除、延長（延期）の手続をする必要がある。免除、延長（延期）されると、証明書が発行され、手続完了となる。

免除、延長（延期）の対象者であっても、手続をしないまま有効期間満了日（修了確認期限）を過ぎると、免許状は失効する。

## 7 19 年改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号による確認（現職教員等でない者が、更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した場合（休眠状態）の回復手続）

旧免許状所持者のうち現職教員等でない者（更新講習を受講する必要がない者）が、更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した場合、そのままでは教育職員になれない。

教育職員になるためには、更新講習を受講した後、受講が 2 年 2 月の期間内にあることについて免許管理者の確認を受ける必要がある。（19 年改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号）